

山口県報

令和7年
3月31日
(月曜日)

目次

- 人委規則
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………
○企業管理規程
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の三中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

のへの参加をする」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「会計年度任用職員であつて、その任期が六月以上のものは六月以上継続勤務している」を削り、同項に次の一号を加える。

十六 会計年度任用職員（その任期が六月以上の会計年度任用職員又は六月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が四十七日以下であるものを除く。）に限る。）

が負傷又は疾病のため療養する必要があることがやむを得ないと認められる場合（次項第六号から第八号までに掲げる場合を除く。）一の年度において別表第四の上欄に掲げる一週間の勤務日の日数（週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる一年間の勤務日の日数）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数の範囲内の期間
第十二条第二項第二号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「予防接種又は健康診断を受けさせる」を「任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をする」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の三中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号の三中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改める。

第三十八条第一項第一号中「女子職員及び」を削り、「男子職員」を「職員」に改める。

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。